

申請期限が迫っています！
7月31日(木)まで

令和6年度物価高騰対策給付金のご案内

問申 健康福祉課 ☎37・6106

給付金の申請期限が近づいています。対象者で申請がお済みでない人は、お早めに手続きをお願いします。

申請期限

7月31日(木) (必着)

※申請期限を過ぎると、給付金を受け取ることができませんのでご注意ください。

対象世帯

基準日(令和6年12月13日)に小城市に住民登録があり、かつ、令和6年度住民税が非課税である世帯

※住民税が課税されている扶養親族などのみで構成される世帯は対象外となります。

支給額

1世帯 3万円
18歳以下の児童
一人当たり 2万円

手続方法

対象者には書類を送付いたしますので、必要事項を記入いただき、返信用封筒にて返送してください。

給付金をかたった詐欺に注意

詐欺に注意

物価高騰対策給付金を装った特殊詐欺や個人情報搾取にご注意ください。小城市が次のことを行うことは絶対にありません。

- ・ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること
- ・給付金の受け取りにあたり、手数料の振り込みを求めること
- ・クレジットカードや預金通帳をお預かりすること
- ・暗証番号を伺うこと

給付金をかたった不審な電話、郵便物やメールなどを受け取った場合は、お近くの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご相談ください。



犯罪や非行のない社会を目指して

問 小城市・多久地区更生保護サポートセンター(小城市役所別館) ☎72・7915 / 健康福祉課 ☎37・6106

国内では、検挙された人の約半数が、過去に罪を犯した人であるというデータがあります。

犯罪や非行の過去を持つことで、社会の中で孤立し、再び罪を犯してしまう。そのようなケースを減らすため、立ち直ろうとする人に寄り添い、支えることによって再犯を防ぎ、犯罪や非行のない社会をつくる「更生保護」という活動があります。

活動を進めるのは、地域のボランティアの人たち

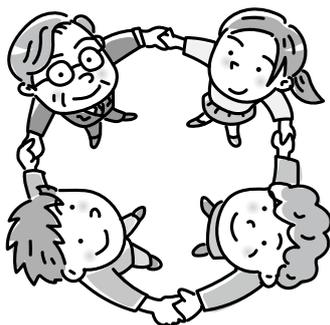
更生保護の活動には地域の人がボランティアとして関わっています。なかでも「保護司」は立ち直りを一番近くで見守る地域のボランティアです。

地域の事情などをよく理解しており、保護観察官と協働して、生活環境調査、面接を通じた助言や指導、犯罪や非行をした人が社会復帰できるような働きかけなどを行っています。また、地域の関係機関・団体と連携して、犯罪予防運動にも取り組んでいます。

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間

「社会を明るくする運動」とは、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です。

7月は本運動の強調月間であり、佐賀県においても各地区で街頭啓発などのさまざまな活動が行われます。本運動をきっかけに犯罪や非行のない安全で安心な暮らしをかなえるため、いま何が求められているのか、自分には何ができるのかを考えてみませんか。



二十歳の式典に関するアンケートにご協力ください

問 生涯学習課（ドゥイング三日月内） ☎72・1616



現在、小城市二十歳の式典は小城市・三日月町・牛津町・芦刈町の4会場で開催しています。4町が合併し、小城市となつて20年が経過したこともあり、小城市二十歳の式典の1会場での開催を含めて、式典のあり方を考えていきます。

そこで、皆さんのご意見をお聞かせください。

お知らせ

対象者 どなたでも

回答方法 市ホームページのリンク先もしくは二次元コードを読み取り、回答してください。

※回答にかかる時間の目安は1分程度です。

回答期限 7月31日(木)

回答はこちらから

夏の交通安全県民運動

問 防災対策課 ☎37・6119

「やめよう！佐賀のよからうもん運転」をスローガンに「夏の交通安全県民運動」が実施されます。

期間 7月10日(木)～19日(土)

この期間中は、下記の項目を重点目標に交通安全運動を行います。

皆さん一人一人が交通事故の防止を心掛けましょう。

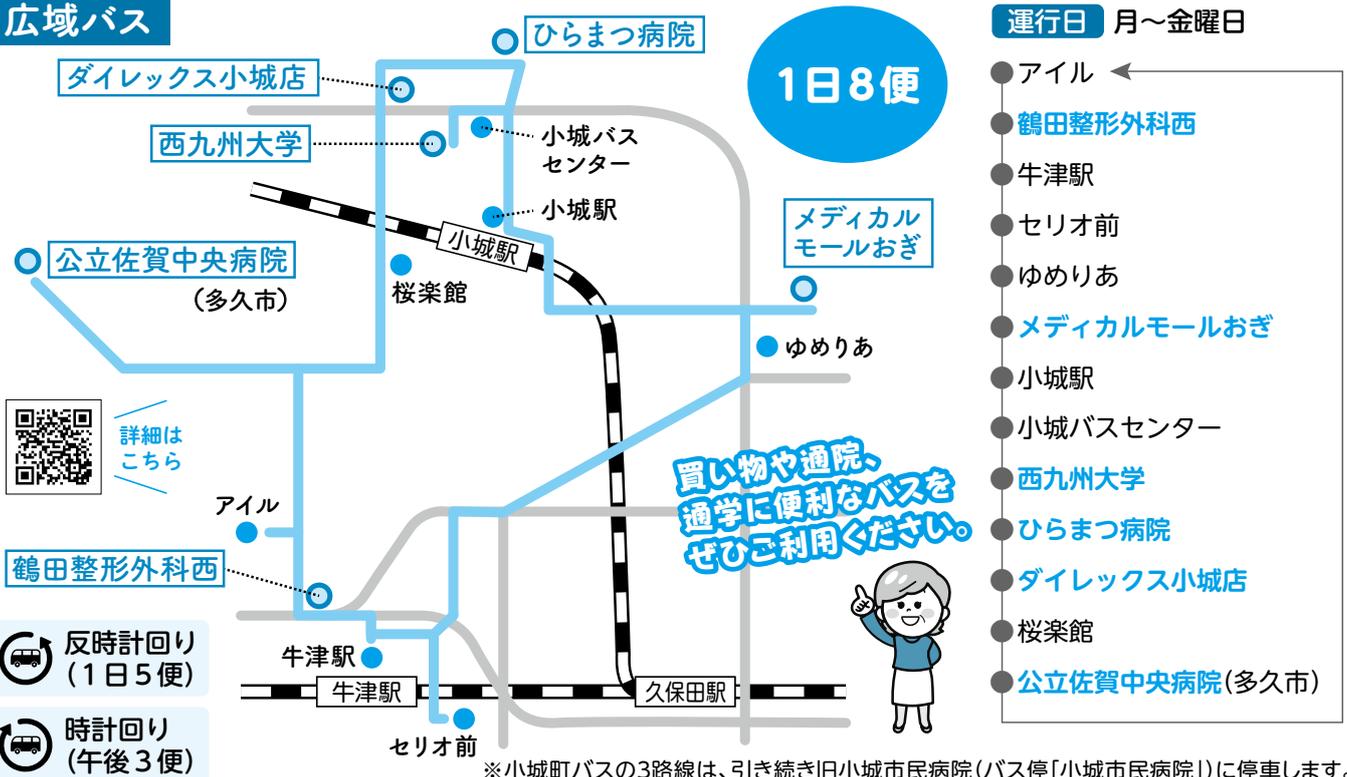


地域（佐賀県重点）
携帯電話使用をはじめとした「よからうもん運転」の根絶

令和7年7月1日(火)から広域バスの運行ルートが変更となります

問 都市計画課 ☎37・6121

広域バス



国民年金保険料免除・納付猶予制度をご活用ください

問申 佐賀年金事務所 ☎31・4191 (自動音声案内「2」選択後、「2」を選択) / 国保年金課 ☎37・6101

国民年金保険料(令和7年度の保険料は月額17,510円)を納めることが困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。
 ※保険料を未納のまま放置すると年金を受給できない場合があります。

① 全額免除・一部免除申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額免除または一部(4分の1、半額、4分の3)免除になります。

② 納付猶予申請

50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

退職(失業)時の特例免除制度

免除などの申請をする年度または前年度に退職(失業)した人は「特例免除制度」を利用できます。

※退職(失業)された人の前年の所得をゼロとして審査されます。

ただし、退職された人以外に一定以上の所得があるときは免

除などが認められないことがあります。

③ 学生納付特例申請

特例が認められた学校(大学・短大・専門学校など)の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※①～③は、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請することができですが、申請が遅れると、万が一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合があります。

免除と未納の違い

	全額免除	一部免除※	納付猶予 学生納付 特例	未納
老齢・障害・遺族 基礎年金の受給資格 期間への算入	あり	あり	あり	なし
老齢基礎年金の年 金額に反映	あり	あり	なし	なし

※一部免除は、一部免除保険料を納付しなければ未納扱いとなります。

申請に必要なもの

《上記①②を申請する人》

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

特例免除申請に必要なもの

- ・離職票または雇用保険受給資格者証(ハローワーク発行)の写し
- ・印かん(朱肉を使うもの)

※公務員は退職辞令の写しで可。

《上記③を申請する人》

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・学生証の写しまたは在学証明書

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで電子申請ができます。

申請はこちらから



令和7年7月～令和8年6月分(令和7年度分)の国民年金保険料免除の申請受付を、**7月1日(火)**から始めます。

入院時の食事療養標準負担額が改定されました

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64・8476 / 国保年金課 ☎37・6101

令和7年4月1日から入院時の食事療養標準負担額(食費の自己負担額)が改定されています。新しい金額は次のとおりです。

対象者の分類	食事療養標準負担額 (1食につき)	
	改定前	改定後
下記以外の人	490円	510円
区分Ⅱ・Ⅰに該当しない指定難病患者	280円	300円
区分Ⅱ	90日までの入院	240円
	過去1年で90日を超える入院	190円
区分Ⅰ	110円	110円

※区分Ⅰ・Ⅱについては、住民税非課税世帯が対象となります。療養病床へ入院される場合は、単価が異なります。

～「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月14日(月)から順次発送します！～

現在お持ちの保険証の有効期限は**7月31日(木)**です

国民健康保険

～マイナ保険証*をお持ちの人～ *健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード

医療機関を受診する際はマイナ保険証をご利用ください。

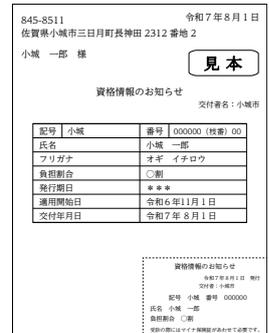
健康保険の資格情報を確認できる、A4サイズの「資格情報のお知らせ」を交付します。顔認証付きカードリーダーの不具合など、医療機関などでマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。

なお、「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関などを受診することはできません。

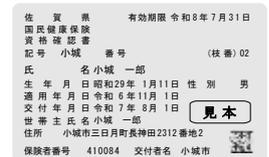
～マイナ保険証をお持ちでない人～

「資格確認書(黄色)」を【簡易書留】でお送りします。資格確認書を医療機関などの窓口で提示することで、これまでどおり受診することができます。

【お願い】新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が届いたら、住所・氏名・生年月日の確認をお願いします。記載内容に誤りがある場合は、ご連絡ください。



資格情報のお知らせ



資格確認書

あなたは2つの保険資格(国民健康保険と社会保険など)を持っていますか？

社会保険や建設国保などの加入・喪失手続きは、会社が行いますが、国民健康保険の加入・喪失手続きは自分で行わなければいけません！

手続きをしないと、社会保険料と国保税を二重に支払うことになります。右記のものを持参し、国保年金課で手続きを行ってください。

- ・新たに加入した健康保険の資格確認書など(全員分)
- ・国民健康保険の資格確認書など
- ・本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・マイナンバーが分かるもの
(世帯主および喪失者分のマイナンバーカードなど)

後期高齢者医療資格確認書の一斉発送のお知らせ

マイナ保険証の有無にかかわらず、後期高齢者医療制度に加入する皆さんに、従来の保険証と同じように受診できる「資格確認書(緑色)」を、7月下旬に【簡易書留】でお送りします。8月1日以降ご使用ください。

今お持ちの被保険者証(桃色)、資格確認書(白色)、限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)および限度額適用認定証(白色)は、7月31日までの有効期限となっています。

有効期限後は、国保年金課に返還していただくか、裁断するなどして確実に廃棄してください。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証(以下、減額証など)は、令和6年12月

2日以降、新規発行は終了しました。今までお持ちの人には、資格確認書に限度区分などを記載しますので、資格確認書が減額証などの代わりになります。

また、今回記載されていない人も、申請すれば、限度区分などを記載することができます。詳細は、国保年金課へお尋ねください。

【お願い】

新しい資格確認書(緑色)が届きましたら、氏名・性別・生年月日のご確認をお願いします。また、裏面に住所をご記入ください。

もし、記載内容に誤りがある場合は、国保年金課までご連絡ください。

教育委員が任命されました

☎教育総務課 ☎37・6130

任期 令和7年5月16日
令和11年5月15日



永野篤子さん

5月に開催された令和7年第1回小城市議会臨時会での同意を得て、5月16日付で永野篤子さん、6月1日付で梶原彰夫さんが再任されました。

任期 令和7年6月1日
令和11年5月31日



梶原彰夫さん

教育委員は、教育行政に関する重要事項や教育の基本方針について、教育長とともに合議制で決定を行います。

令和7年度 市営住宅入居予備者を募集します

☎☎定住推進課 ☎37・6150

入居予備者募集団地

・西新町団地

(小城市3DK・2DK)

入居予備者(空き室待ち)登録後、空き室が発生したときに、抽選会で決定した番号の早い人から順に入居案内をします。

資料および申請書配布

6月20日(金)から定住推進課

および市民課各出張所窓口で配布します。

※市ホームページからもダウンロードできます。

受付期間・場所

・7月7日(月)～18日(金)

8時30分～17時15分

(土・日・祝日を除く)

・定住推進課

注意事項

市営住宅は、持ち家や一定以上所得のある人の申請は受付できません。また、小城市営住宅条例に定める入居資格が必要です。

入居資格などの詳細は、配布資料や市ホームページでご確認ください。

抽選会日時・場所

・8月5日(火)

9時30分～10時(予定)

・小城市役所 西館2階

216会議室

詳細はこちら



監査委員が選任されました

☎☎監査委員事務局 ☎37・6134

任期 令和7年5月11日
令和11年5月10日



古瀬忠彦さん

5月に開催された令和7年第1回小城市議会臨時会での同意を得て、古瀬忠彦さんが新しく監査委員に選任されました。

任期

選挙管理委員会委員が改選されました

☎☎選挙管理委員会事務局 ☎37・6114

任期 令和7年5月11日
令和11年5月10日



田中幸恵さん
※新任



江里口義広さん
※再任



今村直美さん
※新任



松永津代志さん
※新任

5月に開催された令和7年第1回小城市議会臨時会で、任期満了に伴う選挙管理委員会委員の選挙が行われ、新しい委員4人が選出されました。任期は4年間となります。

また、選挙管理委員会の臨時会を開催し、松永津代志委員が委員長に選出されました。

委員の皆さんには、適正な選挙の管理・執行に向けて、提言を行っていただきます。

市では、飼い主のいない猫の繁殖抑制、恵まれない命をふやさないため、それらの猫による生活環境被害の低減などを目的として、猫に不妊去勢手術を実施する団体に対し、手術費用の一部を(予算の範囲内で)助成します。

お知らせ

環境課には、野良猫がふえたことにより、「猫が庭に入ってくる、ふん尿をされた」、「庭や畑を荒らされた。駆除してほしい」などの苦情が寄せられます。

猫は動物愛護法に定められた愛護動物です。殺傷(5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金)、遺棄、虐待(1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金)をすることは犯罪です。また、**行政が捕獲することはありません。**

このため、市では**地域猫活動団体補助金制度**を始めました。

補助対象団体 (次のいずれにも該当すること)

- 市内に居住し、同一の世帯でない2人以上で構成されていること。
- 市内で地域猫活動を行うものであること。
- 地域猫の管理を行う場所の土地所有者の同意を得ていること。

補助対象事業

市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域における猫に起因する地域問題の減少を図る目的として、地域猫の不妊去勢手術などを行う事業。

補助金額

- 不妊手術 1匹につき …… 20,000円 (上限)
- 去勢手術 1匹につき …… 10,000円 (上限)
- 諸経費 1匹につき …… 600円 (定額)
- その他 市長が認めた額 (墮胎処理費)

地域猫活動とは

飼い主のいない猫を地域住民が主体となり、ボランティアおよび行政との協働により、地域の理解と協力の下、野良猫の繁殖制限・餌やり・ふん尿などの適正な管理を行いながら、一代限りの生を全うさせ、将来的に野良猫をなくしていくことを目的とした活動です。

無責任に餌を与え続けると
1年後には、20匹以上にもなり、
生活環境被害が増加します。



さくら耳の猫

「さくら耳」は手術が済んだ印

猫を飼うときのポイント

① 室内飼い

猫は縄張りを持つ動物ですが、食事と睡眠が確保された安全な室内では、屋外で飼うよりもストレスがたまりません。交通事故や病気から守ることもつながります。

② ふやさないのも愛

猫は非常に繁殖力が高い動物です。不妊去勢手術をすれば、病気の予防にもつながります。



③ 身元表示

飼い猫であることを明示することは、飼い主のいない猫と識別するためにも重要なことです。首輪、名札やマイクロチップなどで、身元表示をするようにしましょう。

④ 最後まで責任を持つ

猫は家族の一員です。猫の生態や習性などを理解し、その一生を終えるまで愛情と責任を持って世話をしてください。飼えなくなったからといって、殺傷や遺棄をすることは犯罪です。

利用していない土地を売却した場合の長期譲渡所得の特別控除措置について

問 都市計画課 ☎37・6121 / 佐賀税務署 ☎32・7511 (代表) (自動音声案内で、一般的な質問は「1」を、個別相談は「2」を選択)

(特例措置の概要)

- ・個人が
- ・都市計画区域内(小城市は全域)において、
- ・譲渡価格が500万円以下の一定の要件を満たす
- ・5年を超える所有期間の
- ・低未利用土地等を譲渡した場合に、
- 個人が長期譲渡所得から100万円が控除されるものです。
- ※譲渡後に具体的な利用予定・計画があることが必要です。

低未利用土地とは

具体的には、(1)空き地や(2)空き家・空き店舗が存在する土地です。低未利用土地の要件、申請書の様式など詳細については、市ホームページまたは都市計画課までお問い合わせください。

適用対象期間

令和2年7月1日～令和7年12月31日の土地の譲渡

手続きの流れ

- ① 売主(または仲介業者など)が市へ確認書の交付を申請
- ② 市が確認を実施し、確認書を交付(1～2週間ほど審査に時間がかかります)
- ③ 税務署で確定申告(確認書を提出)

※市では、低未利用土地の確認書の交付を行います。特例措置を受けることができますことを確認するものではありません。また、税務署での申告が必要が必要です。

詳細はこちら



小城市立歴史資料館 令和7年度テーマ展を開催中です

問 文化課(桜城館 2階) ☎71・1132

新収蔵品展

令和6年度に、当館において収蔵した資料を紹介します。

期間
7月13日(日) 9時～17時
※月曜日は休館

場所 歴史資料館 企画展示室
(桜城館 2階)
観覧料 無料
主な展示物
中林梧竹作品、高田保馬短歌、小城藩士土山家伝来甲冑、柳生新陰流関連資料



▲小城藩士 土山家伝来甲冑

小城の戦時資料

今年には戦後80年を迎えます。館蔵の戦時資料を紹介し、戦争の悲惨さや、戦時下の人々の暮らしを紹介します。

期間 8月31日(日) 9時～17時
※月曜日、7月22日(火)、8月12日(火)は休館

場所 歴史資料館 常設展示室
(桜城館 2階)

観覧料 無料

主な展示物 兵士の出征・帰還関連資料、公文書資料



▲千人針

丁永遺跡の出土資料が佐賀県重要文化財に指定されました

問 文化課（桜城館 2階） ☎71・1132

平成19年に、小城市立小城中学校で行った発掘調査で出土した年号などを刻んだ「丁亥年銘刻書紡錘車」が佐賀県重要文化財（考古資料）に指定されました。

紡錘車とは中央の穴に棒を通し、繊維に撚りをかける道具です。九州では紡錘車に文字を刻んだ例が少ないうえに、大宝律令施行以前の書式である干支表記で丁亥年と刻んでいます。

現時点では日本国内で出土した刻書紡錘車のなかで最も古い年代（丁亥年＝西暦687年）を刻んだもので貴重な資料です。

指定にあわせ8月31日(日)まで小城市立歴史資料館で実物の展示を行っています。

(月曜日、7月22日(火)、8月12日(火)は休館)



▲丁亥年銘刻書紡錘車

お知らせ

母子保健推進員が地域で活動されています

問申 こども家庭課 ☎37・6107

母子保健推進員とは

地域の子育て世帯を応援し、乳幼児の健やかな成長を助けるお手伝いをしています。市では現在50人が活動しています。

主な活動内容

- ① 妊婦さん訪問
- ② こんにちは 赤ちゃん訪問
- ③ 乳幼児健診や育児サークルなどでの託児
- ④ 研修会や会議の参加 など

次の地区の母子保健推進員を募集しています

- ・小城市（松尾）
 - ・三日月町（大寺・久米）
 - ・牛津町（柿桶瀬・下江良・両新村）
- 興味がある人はご連絡ください。

楽しく活動しています。一緒に活動しませんか？



小城市生涯学習センター「ドゥイング三日月」大規模改修工事に伴う施設利用休止のお知らせ

問 【施設に関すること】生涯学習課（ドゥイング三日月内） ☎72・1616 / 【図書館の利用に関すること】市民図書館 三日月館 ☎72・4946

施設を安全にご利用いただくため、設備などの大規模改修工事を実施しています。そのため、次の期間、市民図書館 三日月館の休館、多目的ホールおよび生活工房の利用を休止しています。

その他の研修室などについても利用休止となる場合がありますので、受付の際に確認をお願いします。

工事車両や作業音などで利用される皆さんにはご迷惑をおかけします。ご理解とご協力をお願いします。

利用休止期間

- ・市民図書館 三日月館
令和7年11月17日(月)まで
- ・多目的ホール
令和7年11月30日(日)まで
- ・生活工房
令和7年10月31日(金)まで

※工事の状況で変更になる場合があります。



▲小城市生涯学習センター「ドゥイング三日月」

市民図書館 三日月館の休館期間中の対応について

貸出・予約・各種問い合わせは受け付けできません。

本の返却は、三日月館の「返却ポスト」に入れていただくか、小城市または各分室へ返却してください。

なお、小城市館・牛津分室・芦刈分室・自動車図書館（本丸くん）は通常どおり開館・巡回します。

入札結果を公表します

問 財政課 ☎37・6117

(5月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位：円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
令和7年度 岩松小学校 屋根及び外壁改修工事	宮地建設㈱、㈱エグチ・ビルド ㈱上滝建設 小城営業所、㈱中野建設 小城営業所 ㈱中島工務店、㈱大洋建設 小城支店	㈱中島工務店	139,449,200 (12,677,200)	163,680,000 (14,880,000)	85.20	財政課 ☎37・6117
令和7年度 小城公共下水道事業 東新町第1号管渠布設工事	㈱政工務店、西岡建設㈱、㈱大義建設 ㈱下村建設、㈱城南建設、㈱エグチ・ビルド ㈱久保建設、岡本建設㈱、㈱中島工務店	㈱エグチ・ビルド	72,380,000 (6,580,000)	73,579,000 (6,689,000)	98.37	
令和7年度 芦刈鉱害排水機 場維持管理事業 川越排水機場 1号ポンプ 設備等改修工事	㈱西島製作所 佐賀支店	㈱西島製作所 佐賀支店	170,500,000 (15,500,000)	174,592,000 (15,872,000)	97.66	
令和7年度 満神鉱害ポンプ 排水施設維持管理事業 満神排水機場 2号ポンプ 設備等改修工事		㈱西島製作所 佐賀支店	174,900,000 (15,900,000)	178,046,000 (16,186,000)	98.23	
令和7年度 小城公共下水道事業 北小路第1号管渠布設工事	㈱政工務店、㈱大義建設、㈱下村建設 岡本建設㈱、㈱中島工務店	㈱中島工務店	147,400,000 (13,400,000)	149,688,000 (13,608,000)	98.47	
令和7年度 橋りょう補修事業 安心橋架け替え工事に伴う 家屋事後調査業務	九州技術開発㈱、㈱トップコンサルタント ㈱有明エンジニアリング、日本建設技術㈱ 佐賀支店 ㈱九州構造設計、㈱アーバン設計、㈱原田設計 ㈱コスモエンジニアリング 佐賀支店 国際技術コンサルタント㈱、㈱建匠コンサルタント 西日本総合コンサルタント㈱ ㈱エスジー技術コンサルタント	㈱コスモ エンジニアリング 佐賀支店	11,880,000 (1,080,000)	12,551,000 (1,141,000)	94.65	



入札結果は、市ホームページでも公表しています。



おぎの歴史探検隊

昭和小史〈2〉本町商店街(小城町)のにぎわい

小城郷土史研究会／著

「ゆめぷらっと小城」前の国道を東に少し進むと、下町との交差点があります。その十字路から南にまっすぐ伸びた通りが本町通りです。今では静かな住宅街となったこの通りは、かつて戦後の復興期から高度経済成長期に、小城町の中心的商店街として賑わいました。通りはそのまま小城駅へと続いており、今のような車社会でなかった時代、大勢の列車の利用客がここを行き来しました。

当時の本町商店街には、さまざまな業種の小売店や飲食店などが軒を並べ、衣食住に必要なものを買ひ揃えることができました。商店主たちも商売熱心で、農閑期にはオートバイによる宣伝隊を組み、近隣の農村までPRに出かけたりしました。また、この通りには2つの映画館があり、全盛期には東映映画専門の「小城東映」と、日活・東宝・大映などの邦画や洋画を上映する「昭和館」が、競うように観客を集めたものです。

昭和28年の岡山神社秋季祭から始まったのが「シャンシャン祭」で、この祭は本町商店街の振興を兼ねて行われました。当時の本町は神輿を担ぐ子どもの数も多く、毎年

秋の「おくんち」には、神輿見物の人で通りが埋まるほどでした。しかし、商店街の衰退と少子化でこの祭も、今では思い出の中に残るのみとなりました。(続)



▲オートバイで勢揃いした宣伝隊
(現小城町岩蔵付近)